



東京税理士会日本橋支部会報

第143号

平成27年1月1日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013 中央区日本橋人形町3-11-10

ホックク人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURL <http://www.nihonbashi-tax.jp/>

発行人 支部長 浅見 達雄

編集人 広報部長 福岡 敏郎

印刷 (株) 税 経



柴又帝釈天 題経寺

謹賀新年

本年もよろしくお願いたします

平成27年元旦

東京税理士会 日本橋支部

支部長 浅見 達雄
副支部長 坂下眞一郎
副支部長 佐々木則司
副支部長 木下 純一
副支部長 若狭 茂雄
総務部長 大澤 昭人
研修部長 青木 久直

広報部長 福岡 敏郎
厚生部長 山科 裕紀
組織部長 高橋美津子
経理部長 石川 勝之
綱紀監察部長 高木 武彦
税務支援対策部長 齋藤 郁夫

東京税理士会

理事 福本 光男
理事 花山 三郎
理事 中沢 勇
理事 滝口 利子
理事 井上 眞一



新年のご挨拶

あさ み たつ お
支部長 浅見達雄

新年明けましておめでとうございます。

平成 27 年の年頭にあたり、支部会員の皆様に謹んで新年のご祝辞を申し上げます。

会員の皆様におかれましては、輝かしい新年を迎えられましたことと、お慶び申し上げます。

昨年 11 月中旬突然に衆議院が解散され選挙となりました。12 月 14 日投開票との日程の為に結果は現時点ではわかりませんが、各党の選挙広報を読みましても、本当に日本の将来は輝かしい希望の持てる国になるのか不安でたまりません、安倍総理の経済政策でデフレを脱却して経済を活性化することによって国民生活が豊かになるとの発想ですが、為替が円安となり、食料品を中心に輸入物品の値上がりをはじめ、輸出をされる大企業に勤められている方々は昇給がなされたり、年末の賞与が増加したりと良いことづくめようですが、日本国民の多くの方の勤め先である零細企業の従業員、不定期雇用の労働者など収入は増加することなく物価の上昇に苦しめられることになるのではないのでしょうか。自民党が圧倒的多数の当選者を出して独善的な政策の運営にならないように議員数がバランスがとれた状態となり議会で活発な議論がなされることを願うばかりです。

税理士会も来年の 6 月の総会で現在の役員は任期満了となります、東京税理士会、日本橋支部ともに会則により選挙が行われました、東京税理士会、日本橋支部ともに定数の立候補者しかなかったことで選挙は行われずに無投票で当選となりました。選挙の結果につきましては、選挙管理委員長からはがきによりご報告申し上げたとおりであります。

間もなく平成 26 年度分の所得税、贈与税等の確定申告が始まります、昨年までは 2 月末から 3 月

上旬に無料相談会を日本橋公会堂で開催していましたが、今年からは 1 月末から 2 月の上旬に開催することとなりました。期間が早まったことの広報はしますが納税者は例年と同じ時期を予定して準備が整わないまま来場されることがあるかも知れません。相談担当者にはご面倒をかけることに成りますがよろしく願いいたします。なお支部の独自事業として 3 月 3 日、4 日、5 日の三日間支部事務局で無料の相談会を開催することとしています。初めての試みで予測はつきませんが少しでも納税者の手助けが出来たら幸いと考えております。当日の相談担当をお引き受け頂きます会員には、ご自身仕事がお忙しい中誠にありがたく御礼申し上げます。

東京税理士会は会則で研修時間 36 時間の受講を義務化しました。今までは努力目標での 36 時間の受講でしたが会員全体で 22.4%の会員しか達成できていないとの結果です。会員それぞれが独自に研鑽を積んでいるので会が強制すべきではないとのご意見もあります。いずれにしても税理士の資質向上のために努力していくべきことには変わりありません。

会員の皆様には各種の支部の事業にご参加して頂きまして支部の発展にご協力を頂いていますこと大変心強く御礼申し上げます。現在来年度の予算編成にあたり、各種の行事につき検討したいと考えております。予算編成は 3 月末にその骨格が決まります。今年度を振り返りご意見、ご要望がありましたら、お寄せ頂きたく願申し上げます。

この一年も、会員の皆様におかれましては、ご健勝にて、ご事業に精励されますことをご祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

目次

・支部長挨拶	浅見 達雄	…… 2
・日本橋税務署長挨拶	小棹ふみ子	…… 3
・研究論文		
「民法と税法を考える」	木下 純一	…… 4
・随筆「宇宙からきた転校生」	伊藤しほ子	…… 7

・年男・年女		
藤山 清春、田所 謙一、船津 博之、		
鳴海 悠祐、川嶋 恵		…… 8
・各部だより		…… 11
・支部会員異動のお知らせ		…… 16



年頭の御挨拶

日本橋税務署長 小 棹 ふ み 子

新年明けましておめでとうございます。

平成 27 年の年頭に当たり、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

浅見支部長をはじめ、東京税理士会日本橋支部の役員並びに会員の皆様には、日頃から税務行政に對しまして、深い御理解と多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

日本橋税務署に着任し、早半年が過ぎ、日本橋の歴史ある街並みや新しい商業施設に益々の魅力を感じております。

東京税理士会日本橋支部におかれましては、毎月支部で開催していただいております無料相談や税を考える週間での無料相談、租税教室への講師派遣など様々な分野で協力いただいております、重ねて御礼申し上げます。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、グローバル化や IT 化が進み、国境をまたぐ商取引も増え、変化の激しい社会・経済の中にあり、調査・徴収事務が一層複雑・困難な状況となっております。

また、改正消費税法の円滑な実施を図るため、転嫁や価格表示を含む改正内容の広報・周知・相談等に適切かつ丁寧に対応するほか、国際的な租税回避行為に対する厳正な対処など、環境の変化にも対応していかなければなりません。

このような状況において、私どもは、税務行政の使命である「適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」を果たし、国民からの負託にも応えていくためには、納税者の目線に立って、コスト意識を絶えず持ちながら、的確かつ柔軟に対応していくことが重要であると考えております。

特に e-Tax につきましては、利用者の利便性の向上に向けて、納税手続き等については、平成 26 年 6 月からスマートデバイス向けのサービスを開始しました。今後、本人確認方法を含めた認証方式の見直しや添付書類のイメージデータによる提出など、要望の多い事項について、改善に取り組んで参ります。

ところで、間もなく所得税などの確定申告の時期を迎えます。私共も、確定申告の円滑な実施に向け署を挙げて全力で取り組んでいく所存であり、本年も自書申告の定着を基本に、e-Tax や国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」といった ICT を利用した申告・納税を一層推進して参ります。貴支部におかれましても、無料申告相談をはじめ、多岐にわたり、御支援、御協力をいただくこととなっており大変心強く思っております。

日本橋署におきましては、平成 27 年 2 月 12 日から 3 月 16 日までの間、昨年と同様に麹町署、神田署及び京橋署との 4 署合同で、東京国税局の 1 階共用講堂に申告書作成の合同会場を開設することとしております。

日本橋署管内の納税者の皆様にとっては、申告相談会場が多少遠方となりますので、貴支部が行っていただく「無料申告相談」を利用される方も多くなるのではないかと考えられます。「無料申告相談」を担当いただく会員の皆様にはご負担をお掛けいたしますが、何卒よろしく願いいたします。

貴支部の皆様には、税務の専門家として、また、税務行政の良き理解者として、今後とも、なお一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、新しい年が東京税理士会日本橋支部の益々の御発展と会員の皆様方の御健勝並びに御事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、私の新年の御挨拶とさせていただきます。





民法と税法を考える

きのした じゅん いち
木下 純一



研究論文という原稿の依頼ですが、ここに述べる文章によって、税理士業務に直接役立つようなもので無いことを、始めに断っておきます。

法律で想定していることが現実の社会状況と乖離することによって生じる矛盾点を解明し、あるべき法律、税法を探求しようとしている研究途上の報告です。

1 民法の親族法について

明治時代に制定された民法も債権法についてやっと改正の動きが出てきましたが、親族法については、改正の動きが見られません。親族法の制定の基本理念は、江戸時代、明治初期の考え、風習に基づくものです。その背景には「男尊女卑」の思想が根底に流れていると思われます。

今私が考えていることは、家族、婚姻関係に係わることです。

まず、親族について考えてみましょう。

民法第725条に規定されています。

「次に掲げる者は親族とする。

- 一 六親等内の血族
- 二 配偶者
- 三 三親等内の姻族

6親等の血族、って皆さん分かりますか？

3親等内の姻族の人を知っていますか？

現代は、内縁関係のカップル、婚外子の存在が珍しいことで無くなっています。

婚外子って、不倫の子なのでしょうか？

あえて、事実婚を選択するカップルも増えていきます。

婚姻関係は、「家」(イエ)を基盤において保とうとしています。そのため、婚姻関係にある夫婦の間に生まれた子供は夫婦の嫡子と推定する、と規定され、また、女性は離婚後6ヵ月経過後でなければ再婚出来ない。離婚後6ヵ月以内に生まれた子供は前夫の子供と推定すると、しています。

それは、男の不倫は、「男の甲斐性」として容認し、

女の不倫は、「不貞」として厳しく糾弾して、基本的にその様な状況は、有り得ない、或いは、女はいつでも、夫の性的要求に応える者との差別的思想が流れていると考えられます。

その当時は、それが当たり前と考えられていたが、現代は、著しく状況が変わってきています。育てていた子供の父親がDNA鑑定で遺伝的親子関係に無いことが話題になったり、離婚を拒否されて、別居中に妊娠し、出産した子供が前夫の子供として、入籍されてしまうため、出生届を出さないため、無戸籍になってしまう子供が生じています。

科学の発展から、遺伝的親子関係の確定が出来る様になったのだから親族法の改正で、女性に係る、しがらみから解放することが女性活用の基本ではないのでしょうか？

無戸籍だと、どのような弊害があるのでしょうか？戸籍が無いと、住民登録が発行出来ません。そうすると、学校に行けない。病気になっても保険診療を受けられない。といったことがあります。(現実には、自治体によって対応を柔軟に行っているようですが)今後、マイナンバーも交布されないと、色々な問題が生じてしまうでしょう。

殆どの自治体では、裁判で

1. 前夫と親子関係が無いとの前夫の申し立て、
2. 強制認知等の判決

を以て、出生届を受け付け、住民登録するようである。

しかし、1.については、未だ離婚に同意していない場合もあるし、離婚していても前夫の同意を得ることは、もともと、前夫とは関わりたく無いのだから、相当程度困難と思われます。

2.についてはもっと困難な手続きになるのではないかな？

そこで、民法の改正を提言します。

【民法】

第772条：①妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。②婚姻成立の日から200日を経過し

た後又は婚姻の解消若しくは取り消しの日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。

と規定されています。そこで

(第1項)に、出生後6カ月以内に、夫の子で無いと申し立てた場合、夫でない男の子と認定することが出来る。

との条項を付加し、
(2項)を削除する。

理由は、期間に関係なく、親子の認定をすることは、現代は容易であるからです。

また、第774条には、第7772条の場合において、「夫は子が嫡出であることを否認することができる。」

とあります。ここで、「夫又は妻が」否認できるにすべきでしょう。

2 税法との関わり

親族に係わる税法の規定は、法人税、相続税等援用されています。我々の業務の中で、それだけの親族表を作るだけでも大変な作業です。

親族の範囲を見直す時期に来ているのではないのでしょうか？

上記の提言で改正されたら、救われる人もいるでしょうが、税法は課税の衡平を考えなければならないと思うので、生活状況が同じ人には、等しい課税が行われるのが望ましいので税法の手当が必要と考えます。

入籍しないカップルには、配偶者控除等の恩恵は受けられません。そこで、その様な人たちに配偶者控除等を受けられる様にと提言したことがあります。所得税では、それ程の弊害も無いと考えられますが、相続税では問題がありそうです。それは、「後妻業」というのがあるそうだからです。資産家に近づき、あえては籍は入れず、公正証書遺言で財産を獲得するのを「業」とするのだそうです。その様な輩に特典を与えることは出来ません。考えてしまいます。簡単に結論を出せないご時世と思います。

寡婦(寡夫)控除について考えてみましょう。条件として、「離婚、又は、死別」となっていて、離婚の場合は、扶養義務の有る子がいることです。

今、考えるのは、離婚した、扶養義務者のいる寡婦(寡夫)控除です。

様々な理由で、いわゆる婚外子を育てている一人

親がいます。これらの人達にも寡婦(寡夫)控除を受けさせるべきでしょう。

以下、関連条文

戸籍法の取扱

戸籍法第14条 戸籍の記載事項

第四号 実父母の氏名及び実父母との続柄

第五号 養子で有るときは、養親の氏名及び養親との続柄

第六号 夫婦については、夫又は妻である旨

同法第49条 出生届

第1号 子の男女の別及び嫡出子又は嫡出でない子の別

第3号 父母の氏名及び本籍・・・

同法第20条の4 性別の取扱変更審判の場合の新戸籍

・・・当該性別の取り扱いの変更の審判を受けた者について新戸籍を編製する

住民基本台帳法の取扱

第7条 1 氏名

2 生年月日

3 男女の別

4 世帯主 (同居者)

5 本籍地

6 略

7 略

3 税法上の「家族」に関する規定

①所得税

i 扶養控除

ii 配偶者(配偶者特別)控除

iii 寡婦、寡夫控除

寡婦、寡夫の要件等

②法人税

同族会社の判定：親族

③相続税

i 配偶者の税額軽減

ii 小規模宅地の規定

iii 相続税の2割加算

4 現代及び今後の家族観に対する問題点と提言

家族、夫婦の概念が変化している。

i 入籍にこだわらない（同棲？）

事実婚：若年の場合（出生からの姓が変わることのこだわり）

高齢者の場合（法定相続人「嫡子」への配慮）

ii 婚外子の問題（婚外子って不倫の子？）

民法の改正点：

① 親族の範囲 6 親等ってどこまで？（資料 2）

そこで、親族の範囲を3親等内の血族、2親等内の姻族、配偶者、にしているか？

新たに、准配偶者というものを創設してはどうか？

准配偶者の定義

以下の条件に該当する者

1. 双方、戸籍上の配偶者がいないこと
2. 同居し、住民票に「未婚の夫、又は妻」としての記載があり
3. 同居期間が1年以上（相続の場合は、5年以上）

准配偶者は、配偶者に準じた取扱いにする。

なお、法定相続人にはなれない。

② 扶養の義務 上記の親族は互いに扶養しなければならない。

③ 特別養子

④ 戸籍法の取扱い 第49条 1 子の男女の別及び嫡出子又は嫡出でない子の別（記載）

以下の号略

嫡出の意味 相続分が非嫡出子は、嫡出子の2分の1であったことからの区分であるとするれば、この記載は不要である。

⑤ 住民基本台帳法の取扱い 第7条の記載事項に、「准配偶者」の旨を記載する。

2 税法の改正点

①所得税 i 配偶者控除の対象者に「准配偶者」を加える。

ii 寡婦控除を、死別した（生死不明を含む）に限定する。

新たに、iii「一人親子育て控除」（仮称）を規定する。

一人親子育て控除の要件

親1人（男女を問わない）で生計を一にする20歳未満の子を扶養して

いること。（控除額等については、従前の寡婦控除に準ずる。

②法人税 同族会社の判定の際、親族を上記の範囲とし、准配偶者を加える。

③相続税 i 配偶者の税額軽減には、准配偶者は適用しない。

ii 小規模宅地の適用に当たり、適用される者に准配偶者を加える。

iii 相続税の2割加算の対象外とする。（理由）准配偶者は、法定相続人には該当しないので、財産は遺贈に依ることになるが、2割加算の対象から外し、その後の生活の安定に資するため。

3 憲法の改正点

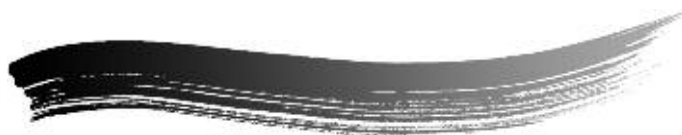
第24条 「両性の合意」を「当事者の合意」に変える。その趣旨は、同性婚を認めることです。

その他 家族、婚姻関係は、多様化しています。自民党は、家族を中心とした、戦前の家族観に回帰し、国家主義を構築する意図がみられる。もっと自由な人間関係を認めるべきである。そうであっても、「家族」という絆は、国家の意図とは別に存在していくと思われる。

性転換者夫婦の子供が、夫婦の子として認められたように家族のあり方が変わってきている。



随 筆



宇宙からきた転校生

いとう しほこ
伊藤 しほ子

これは、北海道に住む小学校1年生の甥が、学芸会で演じた劇の題名です。山村留学を受け入れている学校で、現在、全校生徒は11人。甥は現在、唯一の1年生で、7年ぶりの地元生まれの入学生でした。

学芸会では、子供たちは総出演で、ボランティアの大学生と共に3時間もの間、ずっと舞台に出続けてがんばりました。僕たちは、誰でも歓迎して受け入れるよ、それが宇宙人でも、皆が仲良しになるよ、というお話です。6年生を中心に、先生の助けを借りながら生徒が皆で話し合いながら台本を作りました。

彼らの学校には、九州から来た子や、アメリカから来た子も通っています。全員が生き生きと学んでいます。上級生が兄や姉のように遊び教え、先生や近所の方々に見守られ、楽しく過ごしています。

山村留学は、日本各地の農山漁村で行われており、豊かな自然の中で、のびのびと、周囲からの愛情を感じながら、様々な体験をし、強い心を養うことができます。夏休み等を利用した短期のものから、1年単位で実施する長期のものもありま

す。山村留学センターで共同生活を送る方式や、家族そろって移住する方式、子供だけで留学する里親方式など、色々な方式があります。

山村留学は、1968年に長野県ではじまりました。日本が高度成長の波に乗り発展を遂げている中、受験戦争などの様々な教育問題が表面化し始めた時期でもあります。そのような時代を背景に、自然体験や生活体験を通して、心身の健全育成と子供の可能性を引き出し、子供が様々な場面に直面した時、問題に立ち向かっていく、生きる力を持つ子供を育てることを目的としてきました。その後、注目を浴びるにしたがって、地方の実施側は、過疎の零細校対策・学校活性化対策として、都会の参加側は、不登校・引きこもりを治す療養制度であるかのように捉えられたりしてきた面もあります。地方の自治体の財政難、指導者不足、施設の整備等、色々な課題もありますが、今後、都会の子供に限らず農山漁村の子供たちも含め、すべての子供たちのために行われる、生きる力を育む教育実践活動、次世代を担う人づくり事業、となるような、意義のあるものにしたいと思うのです。

皆様にも、お近くに興味を持たれそうな方がいたらっしやいましたら、是非、お話をさせていただいて、できるだけ多くの人に知っていただければと願っております。



2015 新春随想

年男・年女



今日も青春そして明日も青春

ふじ やま きよ はる
藤山清春

白い草原？ウソだろ？前の座席から「ウワーッ羊だ！」という歓声。

最初に見た羊の大群は、ニュージーランドに行ったときの車窓からでした。どのくらいの数かは見当がつかないほどの大群で、思わず「スグエー」といったように思います。

広報部から年男年女の原稿依頼を受けて、まず思い出したのが、この光景でした。牧場では、毛を刈るところを見ました。バリカンで丸裸にする時間は、わずか数分と驚きましたが、世界記録は、45秒41だそうです。丸裸にされた羊たちは、今年もふさふさのマントを着ているのかな？

羊の寿命は、10年～15年だそうですから、当時の羊には子供や孫たちが生まれているだろう。ちなみに、羊の年齢は前歯の数で数えるそうです。

ところで、日本人男子の平均寿命は、約80歳といわれていますから、私の残存耐用年数は、1ケタということになります。東京オリンピックは、ぜひ見たいと思います。

歯は、10年前にインプラントを3本入れています。2か月ごとの健診では異常はありませんが、視力は、強制で0.5です。すでに運転免許証の更新は止め、天眼鏡が手放せなくなりましたので、加除式の書籍のメンテは、有志に引き継ぎ、土日祭日を返上することがなくなりました。

聴力は、人間ドックで一度もクリックすることなく検査終了というありさまで、昨年、補聴器を作りました。

視力も聴力も減退し、仕事上でミスをしないかとても心配しています。

とはいっても、30年前から健康には一応注意をし、365日下着はランニングシャツとパンツだけ、お風呂上りには冷水をかぶることを続けています。この間、体重の変動は4kg位です。また、昨年



腰痛対策として水泳を始めました。

しかしながら、記憶力の衰えには閉口してしまいます。昭和48年に東京に転勤してから、交換した名刺は、5千枚を超えました。名刺の裏には、日付と本人の特徴をメモしていますが、顔を思い浮かべることができるのは、2割程度でしょうか。

この前も、東京駅でお会いした先輩の名前が出てこなくて、何日か後に突然思い出しました。

毎日のスケジュールは、手帳が唯一の頼りで、これを紛失したらお手上げです。本当に情けない限りです。

ボケ防止のため、10年ほど前から数独を始めました。最近は超難問にチャレンジし、1問を解くのに要した時間を記録しています。過去の最短時間は11分、最長時間は61分でした。

数独といえば、昨年、南アフリカからの帰路に、ヨハネスブルグ空港で、数独の本を見つけました。タイトルが「Su Doku」だったので、半信半疑手にしてからびっくりしました。この本も、かなりの超難問で、機内で解けたのは、わずか2問でした。

昨年、ロンドンで開催された世界数独選手権で、日本人が初めて優勝しました。私には、まだまだほど遠い選手権のようです。

来年は、金婚式です。早熟だったため？2人とも23歳で結婚しましたが、長い間私を支えてくれた妻には感謝でいっぱいです。

3年後には税理士業を廃業し、マンションの集会

室で「そろばん教室」を再開しようと思っています。大きな四つ玉は、今は2歳になる孫の玩具ですが、お年寄りのボケ防止に少しでも役立てたらいいなと思っています。

加齢とともに精神的にも肉体的にも老化現象が進行していますが、気持はいつも「青春」です。今日も青春 そして明日も青春。ずっと、ずっと、生涯青春でいたいものです。



年男の弁

た どころけん いち
田 所 謙 一

新年明けましておめでとうございます。輝かしい西暦2015年の新春をご壮健でお迎えになられたことを心からお喜び申し上げます。

さて、私は本年で3回目の年男を迎えることとなりました。23歳の9月に現在の事務所に入所しておりますので、2回目の年男を迎えた際はまだ入所後4か月しか経過しておらず、確定申告も一度も経験していない右も左も分からない若輩者でございました。それから12年が経過しましたが、その間に税理士登録を行うことができ、また本年で12回目の確定申告を行うことを思うと感慨深いものがあります。この12年を振り返りますと、様々なお客様や事務所の皆様など素晴らしい出会いに恵まれたことが何よりも私の財産になっていることを感じました。この場をお借りしまして感謝申し上げます。

さて、年男ということでひつじ年の有名人を調べてみましたところ、幕末の英雄である坂本龍馬もひつじ年であることを知りました。名前が龍馬ですので、たつ年若しくはうま年と思われがちですが、旧暦1835年11月15日生まれですので、私の12回り上のひつじ年になります。坂本龍馬が2回目の年男を迎えたころは、江戸で北辰一刀流の免許を受け土佐に帰国をした時期であります。坂本龍馬は旧暦1867年11月15日の数え年で33歳の時にその短い生涯を終えております。従いまして、薩長同盟の仲立ちや新撰組と激闘などで坂本龍馬が活躍をしていた時代は、2回目の年男の頃から33歳までの間ということになります。

今まで坂本龍馬の人生を意識したことはありま

せんでしたが、私も同じひつじ年として、この12年間でもっと人のため社会のために出来たことがあったように思います。次の年男である48歳の時にまた同じ後悔をしないために、坂本龍馬には遠く及ばないまでも税理士として少しでも社会の役に立てるように、気を引き締めて仕事に臨みたいと思います。

まもなく税理士にとって最も繁忙な確定申告時期を迎えます。くれぐれもお体を大切になさってください。



AGS税理法人 ふな つ ひろ ゆき
船 津 博 之

新年あけましておめでとうございます。皆様におかれましてはつつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

本年2015年を3回目の年男として迎えるにあたり、近年の変革期においても、税理士業務を通じてしっかりと全体発展に貢献できるよう、僭越ながらこの場をお借りして、本年の抱負の決意表明をさせて頂ければと思います。

本年の抱負は、『真剣』と『熱中』という言葉キーワードに、『自分がワクワクすることに、より真剣に、より熱中していきたい』と思います。

今年で36歳となる年男を迎え、人生もこれから4周目に入っていくところになります。人生1周目の記憶は、もはや美化された断片的な記憶ばかりとなってしまいましたが、2周目、3周目では、学校生活や社会人生活を通じて、スポーツ、友人関係、仕事など、いくつかの真剣に熱中できるものに出会うことができました。恋愛など、一方的に熱中した(又は熱した)だけのものも多少ございましたが、熱中できるものに真剣に取り組んでいるときは、時を忘れる、人生が流れるように進んでいったように振り返ることができます。これから、人生4周目を走り始めるにあたって、若輩者ながら、自分に合うもの、得意なもの、ワクワクするものが何かを、理解し始めていると感じられます。そのようなものに、より集中して取り組むことで、自分の役割を理解し、自信をもって、今まで以上に周りに良い貢献ができれば幸いと思っています。

税法については、ご存じのとおり、環境変化やグローバル化より年々複雑多岐になっており、それに伴い税理士業務も、より高度なスキルが求められるようになってきているかと思います。このような変化にしっかりと対応できるよう、自分の貢献できる分野をしっかりと見定めながら、本年の業務をスタートしていきたいと思っています。また、プライベートについても、家族との余暇や趣味、食べることから寝ることまで、ひとつひとつを、もっと真剣に、もっと熱中して毎瞬毎瞬に取り組むことで、本年の抱負を全うしたいと思っています。

決意表明の場を頂けたことに御礼申し上げますとともに、寒さひとしお厳しき折、皆様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。



わたしのゴルフ

なる み ゆう すけ
鳴海 悠 祐

「前の OB がなければ、バーディだったのに…」
「あと 5 センチ転がってくれたら、ホール・イン・ワンだったのに…」

“レバ・タラ”は、ゴルフにつきものですが、この言葉があるから気分転換になるし、向上心の発奮材料にもなるので私は大好きです。

友人が OB、ペナルティ、3 パット以上の数を除いたスコアを「レバ・タラのスコア」と称して、そのスコアを基にした H.C を自分の努力目標にしていることは、本当に理にかなった面白い考え方だと思います。

私がゴルフと付き合い始めたのは、たまたま知人がゴルフ場を開業し、教えてやるから来いと言われたのがきっかけで、昭和 40 年代の中ごろ、年齢も 20 代の後半のころでした。

まだゴルフが大衆的なスポーツになる前で、ぜいたくな紳士のスポーツといわれていた時代であったため誇りを持っており、ルールやマナー・エチケットがいかに重要なことか、ごまかすな、うそをつくな、自分に厳しくあれというようなことを耳にタコができるほど言われて指導されたものです。

勿論すぐにコースに出るなどということはもっての外、兎に角練習しろの一言。練習は、週 1~2 回を最低 6 か月行い、ダンパカーの荷台 1 杯分のボ

ールを打つことが必要だという。最初の 2 か月間は、スイング軌道を一定にすることとボールを打つことに慣れるためにと 9 番アイアン 1 本だけの練習のみ。次の 2 か月間は、残りのアイアンの使い方、打ち方を覚えることだけ。次の 2 か月間は、ウッドと長さに慣れることとアプローチの感覚を覚え、ようやくコースのプレーが許可され一緒に行くことになりました。

平塚富士見 C.C 大磯コース (現平塚 C.C) で 1.5R を 63、52、52 で回ったことはいつまでも忘れられない思い出です。

それから 40 数年、今は楽しいゴルフができることを心掛けてプレーしています。スコアの良否も一つの要因にはなりますが、スコアは、自己責任の結果ですからそれほど重要なことではありません。それよりも、少々方向が違って気持ちの良いボールが打てて、マナーの良い同伴者と和気あいあいとしたプレーのできることが一番です。三つ子の魂百までではありませんが、最初に受けた「ゴルフは紳士のスポーツである」という精神は絶対に忘れません。いくらスコアの良い人でもマナーが悪く自分勝手に周囲を気にしないような人とのプレーは、できることなら遠慮したいと思うことがある程です。

今年で 72 歳。ドライバーの飛距離が落ち、楽しみの一つが減ってしまいましたが、もう一度のホールインワンとエイジシュートをしてみたい。あと何年プレーができるかわかりませんが、これが私のこれらのゴルフの夢です。



税理士としての12年

かわ しま めぐみ
川嶋 恵

正直、いままでの節目では、年女ということ全く実感なく過ごしてきましたが、今回この寄稿のお話をいただき、初めて年女の年なんだということ意識しました。せっかくの機会ですので、私の税理士人生を振り返って見たいと思います。

12 年前というと、まさに私が税理士試験の勉強を始めた頃になります。

大学を卒業した後は、資格の勉強も何もせずに個人事務所へ就職し、会計入力等を中心に事務所作業ばかりをしていました。その事務所では、直接クラ

イアントとお話することもなく、外出といえば、申告書の提出のために税務署へ行くくらいのお手伝いといった感じでした。

ただ、その事務所にいたときは、入力作業に自信を持っていましたし、身内だけでやっているような小規模な事務所だったこともあり、アットホームな環境で大変居心地もよく、実家から近く早く帰れること、そして会計事務所の仕事は、税理士の先生だけが外出をし、クライアント対応をするものだと思います。その点を不満に思うこともなく、ある程度の満足感を得ながら業務を行っていました。

ですが、そんな私に転機となる出来事が起こりました。

たまたま先生が不在だった時に掛かってきた一本の質問の電話に、自分で答えることができたのです。

初めてクライアントと接点を持ち、初めて「ありがとう。」と言って喜んでもらったのです。

この出来事によって、もっとクライアントとお話をしたい！もっと誰かの力になりたい！もっと誰かに必要とされる存在になりたい！と強く思うようになりました。

そのためには、資格の勉強をきちんとし知識を習得し、実務経験を積んでいく必要があると感じ、事務所を退職して、税理士の資格を取得すべく試験勉強に専念することにしました。

最初はすぐにうかるだろうと思っていたので、とりあえず1年専念すれば…と思っていましたが、これがなかなか難しく、結局3年間試験勉強に専念し、最後の1科目は次に就職した会計事務所に勤務しながら取ることになりました。

当初の思惑通りにはいかなかったものの、ここで3年間試験勉強に専念したことで、かけがえのない税理士仲間と出会うことができました。

みんな優秀で今では全員が税理士として活躍していますが、たまに会ってお酒を飲んだりすると、近況を話すだけでなく、税理士の集まりらしく税法について議論をしたり、将来の話をしたりして刺激を受けています。

現在は税理士登録も完了して早7年が経ち、クライアントとの打ち合わせや電話相談、申告書の作成まで一通り自分でこなすようになっていましたし、クライアントや仕事仲間にも恵まれ、とても充実した環境で仕事に取り組んでいます。

今の私は、12年前の自分が思い描いていた姿なのかなと思うと、あの時の自分で下した決断とその目標に向かって取り組んできたこの12年間には、とても満足しています。

とは言え、税理士としては、まだまだ未熟ですので、今後も日々努力を怠らず精進するとともに、チャレンジ精神を忘れずに、積極的に業務にあたっ行き、これから始まる12年間も、満足できるものにしていきたいと思っています。

各 部 だ よ り

〔総務部〕

◎支部幹事会報告

平成26年10月15日（水）10時40分～11時55分

I 審議事項

1. 平成26～27年度各種無料相談担当者募集の件
平成26年分所得税確定申告無料相談、並びに商工会議所及び日本橋法人会等税務相談への参加のお願いは例年どおりの募集とすることを承認可決した。

また支部独自の確定申告期の無料相談を行うことを承認可決した。

2. 東京税理士会役員選挙支部投票所立会人選任

の件

東京会選挙管理委員会に対して木下副支部長、大澤総務部長を投票立会人とすることを承認可決した。

II 報告事項

1. 日本政策金融公庫との懇談会（9/19）の件
2. 税の作文審査会（9/26）の件
3. 署との定例連絡協議会（10/3）の件
4. 確定申告無料相談連絡協議会（10/6）の件
5. 日本橋税務懇話会（10/10）の件
6. 登録調査（10/14）の件
7. 第一ブロック支部連絡協議会（10/17）の件
8. 中央都税事務所の日本橋税務署における12月

末の出張受付休止の件

9. 税理士法改正に伴う東京会標準支部規則改正に伴う日本橋支部規則改正の件

10. その他

①公開討論会 (10/10) の件

②アウトドア同好会発足の件

③支部選挙日程確認の件

Ⅲ 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

〔研修部〕

研修会並びに雑談室の結果報告と今後の予定は次のとおりです。

《最近実施した研修会と今後の予定》

日 時：平成26年10月3日 (金) 14：00～16：45

テーマ：品位保持に関する説明

所得税、資産税、消費税、法人税の改正点及び誤りやすい事項

講 師：東京税理士会綱紀部、日本橋税務署 担当官

会 場：東実健保会館 6階ホール

日 時：平成26年10月24日 (金) 13：45～16：45

テーマ：誤りやすい事例検討 (所得税)

講 師：税理士 柴原 一氏

会 場：マツダホール (マツダ八重洲通りビル)

※ 京橋支部主催

日 時：平成26年11月4日 (火) 13：00～16：00

テーマ：年末調整説明会

講 師：日本橋税務署・中央区役所 担当官

会 場：東京証券会館ホール

日 時：平成26年11月19日 (水) 18：00～20：00

12月8日 (月) 18：00～20：00

テーマ：「社会保障・税番号制度 (入門編)」

※ 夜間研修 (DVDによる視聴)

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成26年12月2日 (火) 14：00～16：00

テーマ：はじめようe-Tax

～WEB版での法定調書作成編～

業務に役立つ 得するe-Tax、

eLTAX情報

講 師：日本橋税務署 担当官、

税理士 濱川 久子氏

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成26年12月4日 (木) 14：00～16：30

テーマ：平成26年度税制改正の実務ポイント

(所得拡大促進税制及び生産性向上設備投資促進税制等中心として)

講 師：税理士 諸星 健司氏

会 場：綿商会館6F

日 時：平成27年1月13日 (火) 16：30～17：50

テーマ：2015年日本経済を展望する

講 師：竹中 平蔵氏

会 場：ロイヤルパークホテル

日 時：平成27年2月2日 (月) 13：30～16：00 (予定)

テーマ：26年分確定申告に当たっての留意事項

講 師：日本橋税務署担当官

会 場：日本橋公会堂

《最近実施した税理士雑談室と今後の予定》

日 時：平成26年10月9日 (木) 17：30～19：30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成26年11月14日 (金) 17：30～19：30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成26年12月11日 (木) 17：30～19：30

会 場：日本橋支部会議室

〔厚生部〕

〈野球部〉

平成26年10月から12月までの野球部の活動に関してご報告致します。

第118回支部対抗野球大会の優勝に続き、第一ブロックリーグの最終戦は下記の通り引き分けに終わりましたが、4勝1分けで優勝を果たすことができました。これで第一ブロックリーグは5連覇となりました。

10月7日 第一ブロック 第5戦 引分け

芝	0	0	0	0	1	0	3	計4
日本橋	0	2	1	0	1	0	0	計4

今シーズンの試合は、これが最後となりました。

今シーズンの公式戦の成績は、13勝2敗1分けでした。

その他の活動は、次の通りです。

11月12日 練習 浜町グラウンド (10名参加)

12月25日 練習 月島グラウンド (14名参加)

10月1日 第118回支部対抗野球大会優勝祝賀会

神田の「おつき屋」にて優勝祝賀会を開催しました。いつも以上に飲んで騒いで記憶をなくして優勝の余韻に浸りました。



12月13日～15日 優勝旅行兼納会 沖縄

毎年行われている野球部の納会を兼ねて、昨年のグアムに引き続き、今年は沖縄に優勝旅行に行って参りました。ゴルフ、釣り、お酒と夢のように楽しい旅行となりました。

今年も優勝旅行に行けるように頑張ります。

〈囲碁部〉

10月16日（木）に事務局において秋季日本橋支部囲碁大会を開催しました。当初10名の出席予定が急用等のため最終的には7名での大会となりました。

対戦は4回戦とし、各人の棋力に応じた段位によるハンディ戦で勝敗を争いました。結果は、3名が3勝1敗で並びましたが、勝目数等で次のとおりとなりました。

優 勝 坂元 左 六段

準優勝 花山 三郎 四段

第一位 鈴木 久衛 三段

11月は20日（木）が通常の月例会、12月11日（木）にプロ指導を予定していましたが、講師の関係で通常の月例会に変更になりました。

新年は1月17日（土）に京橋支部との対抗試合が予定されていますが、今回は京橋支部の主催で京橋支部事務局において開催される予定です。

今年の春季支部大会は3月26日（木）を予定しています。

〈ボーリング部〉

【ボーリング大会】

平成26年11月26日（水）に品川プリンスにて開催されました毎年恒例の“会員・所員・家族ボーリング大会”の結果は以下のとおりです。

	【会員の部】	【男性所員の部】	【女性職員の部】
優 勝	引地 栄二	小林 洋一	小瀬すず子
準優勝	佐々木則司	青木 茂	米山ありさ
第三位	小田 英俊	増田 和年	中島三枝子

	【団体の部】
優 勝	引地・高橋 事務所
準優勝	猪俣・岡田・佐々木 事務所
第三位	レコルテ・渡辺・小田 事務所



なお、当日のハイゲーム賞は第1ゲームで202ピンを倒した引地栄二会員でした。

上位入所者の方々おめでとうございます。来年も多数のご参加をお待ちしております。

〈ゴルフ部〉

平成26年10月22日（水）に第295回T.N.G.会を霞が関カンツリー倶楽部（西コース）にて開催しました。24名の参加がありました。当日は雨が降る寒い天気でありましたが、全員無事ラウンドを終了しました。また、平成26年11月13日（木）に、第296回T.N.G.会を常陽カントリークラブで開催しました。多少風が吹いていましたが暖かい日差しの中無事終了しました。次回は、12月9日（火）に東京よみうりカントリークラブにおきまして開催します。

（成績）霞が関カンツリークラブ

	氏 名	グロス	ハンディ	ネット
優 勝	森 一郎	79	3	76
二 位	徳田 益和	89	12	77
三 位	森田 幸一	93	15	78
ベストグロス	森 一郎	79	(37・42)	

〔成績〕常陽カントリークラブ

	氏 名	グロス	ハンディ	ネット
優 勝	竹田 修	90	24	66
二 位	余西 吉巳	95	26	69
三 位	二瓶 正之	85	15	70
ベストグロス	森 一郎	79	(39・40)	

〈テニス部〉

10月2日（木）に有明テニスの森庭球場で開催される秋季東京税理士会テニス大会は、日本橋支部部員の都合が付かず参加者はいませんでした。

11月7日（水）有明テニスの森庭球場で東京税理士会支部対抗テニス大会が開催されました。参加者は、佐々木 則司会員、湯本 康弘会員、河野 拓会員、三田 潤一会員、岩川 由美子会員、青木 久直会員の6名です。支部対抗戦は各支部、男子ダブルス2チーム、混合ダブルス1チームで試合を行い勝チーム数の多い支部が勝ち上がっていくトーナメントです。本戦トーナメントでは、1回戦で上野支部Bと対戦し、上野支部Bが1チーム少ないこともあり3-0で勝ち、2回戦へと進みました。2回戦では京橋支部と対戦し1-2で負けてしまいました。また、コンソレ（2回戦敗退）トーナメントでは、1回戦は荻窪支部Bに2-1と勝ちましたが、準決勝では、コンソレ優勝チームの葛飾支部と熱戦を繰り広げましたが惜しくも1-2で負けてしまいました。

テニス部では繁忙期を除き月1回のペースで練習会を行っております。練習内容はプロの松岡コーチ指導のもと初心者からベテランまでレベルにあった練習が楽しく出来ます。新入会員も随時募集しておりますので、参加希望の方は、是非支部事務局まで連絡下さい。

〔綱紀監察部〕

1 以下の会議が開催されました。

平成26年度綱紀監察合同会議

日 時 平成26年12月16日（火）14：00より

場 所 東京税理士会館

議 題 ① 本会綱紀部からの報告

② 本会業務侵害監察部からの報告

③ 東京国税局の方針

④ 東京国税局からの報告

⑤ 支部からの提言等

⑥ その他

2 「税理士証票」及び「会員章（バッジ）」の所持確認について

平成27年2月3日（火）午前10時から午後4時まで支部会議室に於いて、平成26年度の所持確認を実施いたします。

対象者は、平成25年2月及び26年2月実施時に点検を受けていない会員です。本人に案内を送付します。

〔税務支援対策部〕

日本橋税務署、日本橋法人会、東京商工会議所等からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』を次のとおり行いました。

多くの先生方にご支援ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

平成26年実施日	会 場	担当税理士
11月12日（水）	〃	永島 嘉治
11月26日（水）	〃	畑 芳広
12月 3日（水）	〃	若狭 茂雄

《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

平成26年実施日	会 場	担当税理士
11月 4日（火）	〃	徳山 和美
11月25日（火）	〃	津村 玲
12月16日（火）	〃	伊藤 孝

《税を考える週間税の無料相談》

平成26年実施日	会 場	担当税理士
11月11日（火）	三越前駅地下通路	岩川由美子
		秋庭 守
		安藤 孝夫
		畑 芳広
		津村 玲
		増田 和弘
		石橋 将年
		高山 秀三
		山崎 健
		財津 良子
	日本橋プラザ入口	木下 純一
		佐々木則司

以上の先生方にご協力いただき69件の相談が寄せられました。

上記の他、

○日本橋税務署からの依頼分

新規開業等の青色申告者に対する記帳指導を下記の先生方をお願いしております。

担当税理士 岩川由美子 河野 拓
佐野 典子 林 孝子
久野 二実

《決算申告説明会》

○東京会からの依頼分

平成26年実施日 会 場 担当税理士
12月11日(木) 日本橋税務署 若狭 茂雄

《支部無料税務相談》

平成26年実施日 会 場 担当税理士
11月12日(水) 支部事務局会議室 余西 吉巳
12月10日(水) ” 渡辺 春樹

〔法対策委員会〕

12月9日 本会、法対策委員会、支部法対合同会議に、委員福岡敏郎、増田和弘が出席した。

法対策委員会のページ

日本橋支部の組織の中に、「法対策委員会」と言うのがあります。

会報「にほんばし」にも、毎号報告が載っています。でもその活動がどんなものか知らない会員も多いと思いますので、委員会がどんな活動をしているか、リポートします。

まず法対策委員会が何か、からお伝えします。

法対策委員会は東京会会執行細則に基づき設置されています。

その目的は

- 1 税理士法改正の推進に関する事項
- 2 税理士制度及び関連する諸制度の法改正等の動向への対応に関する事項
- 3 税制、税務執行等会員の業務に関する法令の改正要望の実現に関する事項
- 4 前各号に係わる施作について日本税理士連合会、東京税理士政治連盟等との連携に関する事項
- 5 その他前条に定める目的を達成するために必要な事項

と規定されています。その条項を受けて、日本橋支部に「法対策委員会」が設置されています。

現在、委員として各部部長7名ほか1名で構成されています。

業務としては、毎年、東京会から諮問を受けた課題、その他について意見書を提出しています。

また、東京会主催の、合同会議に出席しています。

次号では、より具体的な活動について、お知らせします。

〔情報システム委員会〕

平成26年12月2日(木) 14:00~16:00

研修部と共催で研修会を開催した。

テーマ: ①はじめようe-Tax

~WEB版での法定調書作成編~

②業務に役立つ 得するe-Tax、
eLTAX情報

講 師: ①日本橋税務署 担当官

②濱川 久子会員

会 場: 日本橋支部会議室



〔租税教育推進委員会〕

1 板橋支部租税教育授業を見学

平成26年10月24日(金)

金沢小学校 増田和弘会員、秋庭守会員

平成26年11月15日(土)

下赤塚小学校 小原正寛会員、若狭茂雄会員

平成26年11月18日(火)

都立北豊島工業高校

小山栄一会員、若狭茂雄会員

2 第2回租税教育リーダー研修会

平成26年11月21日(金) 於: 日本税理士会館

出席者 濱川久子会員、結城昌史会員

小学校、中学校にむけたシナリオ検討会、リーダー研修会報告

平成26年12月19日(金) 於: 支部談話室

出席者 支部推進委員

支部会員異動のお知らせ

平成26年10月1日～
平成26年11月30日

〈入会〉

10月15日 オオニシ 大西 コウキ 康記

〒103-0023

日本橋本町2-3-15

共同ビル（新本町）

4階47号室

電話 6262-0984

10月15日 クボ 久保 ケイタ 圭太

〒103-0027

日本橋1-4-1

日本橋1丁目ビルディング

16階

税理士法人平成会計社

電話 3231-1858

11月15日 マツウラ 松浦 ケンジ 健司

〒103-0027

日本橋3-4-12

八重洲インテリックスビル

10階

電話 6262-1066

11月18日 ホリキリ 堀切 テツヤ 徹也

〒103-0026

日本橋兜町13-2

兜町偕成ビル本館5階

税理士法人ジャスティス

会計事務所

電話 3639-2027

〈転入〉

10月1日 神田支部より

オノ 小野 ヨシノブ 好信

〒103-0001

日本橋小伝馬町7-13

ストリアビル3階

電話 3808-0162

10月1日 麹町支部より

ヒラカワ 平川 ユウジ 雄二

〒103-0027

日本橋1-2-10

東洋ビル

電話 080-5186-1953

10月14日 西新井支部より

シノハラ 篠原 ヒロミ 敬海

〒103-0023

日本橋本町4-11-10

電話 6667-0645

10月16日 四谷支部より

スズキ 鈴木 ダイスケ 大亮

〒103-0023

日本橋本町2-3-15

共同ビル（新本町）6階

電話 3527-9129

東村山支部より

11月21日 中村 文彦 〒103-0027

日本橋1-4-1

日本橋1丁目ビルディング

16階

税理士法人平成会計社

電話 3231-1858

〈法人入会〉

10月8日 エヌエムシイ税理士法人経理コンビニ

茅場町店

〒103-0025

日本橋茅場町2-11-8

電話 5643-0880

10月10日 メンターキャピタル税理士法人

〒103-0023

日本橋本町1-9-4

Daiwa日本橋本町ビル

電話 3516-1031

〈事務所住所変更〉

ヨシムラ 吉村 ヒロカズ 博一

〒103-0002

日本橋馬喰町1-1-2

ゼニットビル

税理士法人おおたか

電話 5640-6450

シムラ 志村 コウヘイ 光平

〒103-0023

日本橋本町1-9-4

Daiwa日本橋本町ビル

メンターキャピタル

税理士法人

同 上

タケノウジシンヤ 武野氏伸哉
ナイトウ 内藤 ユズル 譲

〒103-0023

日本橋本町3-8-5

日本橋本町松本ビル8階

コマヤ 駒谷 トモヒト 知人

〒103-0021

日本橋本石町3-2-7

常盤ビル10階

ニワ 丹羽 マサヒロ 正裕

同 上

ノ ザワケイ タ ロウ
野澤慶太郎
コ イケ
小池 勇

同 上

〒103-0007

日本橋浜町2-28-1

日本橋・浜町ビル5階

ホシ タケユキ
星 尊之
マス ダ カズヒロ
増田 和弘

同 上

〒103-0015

日本橋箱崎町5-12-301

増田和弘税理士事務所

ワタナベ アヤ ノ
渡邊 綾乃

〒103-0026

日本橋兜町15-12

ムラコシ ダイスケ
村越 大輔

〒103-0022

日本橋室町1-7-1

スルガビル7階

AGS税理士法人

電話 6803-6720

イイ ダ カツヒコ
飯田 勝彦

〒103-0025

日本橋茅場町2-4-8

井門茅場町ビル502

ウネ テルヒサ
畝 照尚

〒103-0005

日本橋久松町9-2

日新中央ビル7階

〈事務所電話番号変更〉

ナカネ ミドリ
中根 緑 6225-2370

〈法人事務所住所変更〉

税理士法人ブレーンタックスコンサルティング

〒103-0007

日本橋浜町2-28-1

日本橋・浜町ビル5階

〈転出〉

オオタニ タカヒロ
大谷 隆弘
フカ ツ エイイチ
深津 栄一
オリ タ ユウスケ
折田 祐介
タカトリ マサノリ
鷹取 正典
ス ガ シン ジ
須賀 慎司
アサ リ マキ
浅利 真樹
シマムラ ユキ オ
嶋村 幸夫
ヨネ イ ヤス オ
米井 靖雄

豊島支部へ

江戸川北支部へ

麹町支部へ

品川支部へ

麹町支部へ

〃

芝支部へ

神田支部へ

〈退会〉

クドウゼン シ ロウ
工藤善四郎
タチバナ ヒロ シ
立花 裕士
シ ミズ ケイ ゴ
清水 啓伍

業務廃止

〃

千葉県会へ



編 集 後 記

新年、おめでとうございます。

会員の皆様には、どのような年末年始を過ごされましたでしょうか。

リフレッシュして、これからの激務に備えられておられたことと拝察申し上げます。

編集後記の執筆中、「はやぶさ2」打上成功のニュースが入りました。「はやぶさ」のドラマチックな帰還が思い出されますが、これで、また宇宙の謎に、また1歩近づけることと信じます。

そのような中で、「新年号」をお届け致します。毎年、時間の流れが加速されるように思い

ます。

今回も、ご多忙中にもかかわらず、研究論文、「年男年女」、随筆等をご執筆頂いた各先生に、心より感謝申し上げます。

年明けから確定申告期に向かって税理士業務はますます多忙になって参りますが、会員の皆様、健康に十分留意してお過ごし下さい。

〈編集委員〉 福岡敏郎、佐野典子、鈴木 寛、
岩川由美子、江間政芳、
増渕俊介、増田和弘



昨年（平成26年）の日本橋支部の行事を 写真で振り返ってみます



賀詞交歓会（26.1.14 ロイヤルパークホテル）



税理士記念日・無料相談
（26・2・21 日本橋三越地下1階前
地下道通路）



確定申告・無料相談
（26・2・24）日本橋公会堂



支部常会（26.4.19 東実健保会館）



支部定期総会（26.6.24 ロイヤルパークホテル）



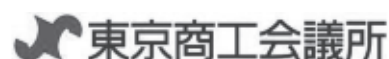
支部常会（26.10.3 東実健保会館）



秋季野球大会の1コマ
（26・9・19 神宮外苑
軟式野球場）



カラオケ発表会の1コマ
（26・10・18 エッサム神田ホール）



小規模事業者向け融資制度

マル経融資のご案内

無担保、無保証人、低利の国の融資制度・・・マル経融資の特色

- ・商工会議所の経営指導を通じて融資の推せんを行います。
- ・安心して借入ができる国（日本政策金融公庫）の融資制度です。
- ・担保も保証人も要りません。信用保証協会の保証も不要です。



融資対象

- ・アルバイトを除く従業員 20 名以下（※）の法人・個人事業主の方
※商業・サービス業は 5 名以下（宿泊業・娯楽業は 20 人以下）
- ・最近 1 年以上、東京 23 区内で事業を行っている方
- ・商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- ・税金（所得税、法人税、事業税、住民税）を完納している方

融資限度額

2,000万円

資金使途

●運転資金

- ・給与・ボーナスの支払
- ・諸経費の支払 等

●設備資金

- ・パソコン・プリンタ・会計ソフトの入れ替え
- ・事務所移転 等

返済期間

運転資金 7年以内

設備資金 10年以内

担保・保証人

不要（信用保証協会の保証も不要）

融資利率

年 1.35%（平成26年11月13日現在）

※中央区の利子補助制度があります。

（注）審査の結果、ご希望に添えないこともあります。

※融資限度額・返済期間の取り扱いは、

平成27年3月31日まで（日本政策金融公庫受付分）となります。

※東商 会員・非会員を問わずご利用いただけます。お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

東京商工会議所中央支部 電話:3538-1811

経営に関するお悩み承ります
弁護士による無料法律相談
 毎月第3火曜日 13時～16時
税理士による無料税務相談
 1/22～3/5の毎週火・木曜日 13時～16時
 要予約・電話にてご予約ください

顧問料の集金なら口座振替！ 税理士協同組合の 報酬自動支払制度

e-NET の集金支援システム特許取得 <特許第 5117097 号>

毎月の請求業務から開放
事務負担の軽減に効果大！

40th
報酬自動支払制度

関与先 1 件から
利用できます。
まずは 1 件から
始めてみませんか？

2 つの方式から選べます。

e-NET(オンライン型)

POST(郵送型)

税理士協同組合事務代行社

株式会社 日税ビジネスサービス

☎0120-155-551

報酬自動支払制度 🔍 検索



〒163-1588 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

NEW/ 新 生きるための がん保険 Days

がん保険

新 生きるためのがん保険Days
保険期間終身(がん利益給付金は10年)

Aプラン 入院給付金日額10,000円	
診断給付金	1回につき がん 100万円 新生児 10万円
入院給付金	1日につき 10,000円
通院給付金	1日につき 10,000円
手術給付金	1回につき 20万円
放射線治療給付金	1回につき 20万円
抗がん剤治療給付金	治療を受けた月ごと 10万円 (※治療費2割)
がん検診給付金	がん検診を受けた月ごと 5万円 (※がん検診1回)

商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

引受保険会社/アフラック 首都圏総合支社 TEL.03-3344-1580
〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエストビル17階 AF271-2014-0181 10月8日(161008)

お問い合わせ先 ■全税共保険取扱代理店

募集代理店 株式会社 共栄会保険代行

☎0120-922-752

URL <http://www.nichizei.com/khd/>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階



いよいよ平成 27 年度から相続増税・・・

相続税と譲渡所得税の改正は遺産分割協議に大きな影響を与えます。

改正

- ・基礎控除 4 割減
- ・相続税税率アップ
45%～50%～55%
- ・相続財産にかかる
譲渡税アップ、
取得費加算の減少/当該
不動産割合のみ



相続税がナァ...

対策 分割協議前にご準備ください。弊社がお手伝いします。

*財産評価(広大地や鑑定評価等)を的確に!

*時価評価(売却価格)もマル秘見積りを!

*納付期日に間に合う売却計画と安全取引を!

(譲渡税納付後の最終手取り額も想定内に)

分割
協議
案



関与先に安心して
いただけるように

守秘厳守
コンプライアンス
等完備です。

何なりとご相談ください。

案件成約の場合、関与先から頂く仲介料の 20% を紹介料として謹呈!

税理士協同組合指定会社

株式会社 日税不動産情報センター

TEL 03-3346-2220

URL <http://www.nichizei.com/nf/>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階



■全国税理士共栄会
会員・準会員の皆さまへ
安心療養サポート
(団体所得補償保険)

団体30%
割引適用



病気がケガで働けなくなった時、収入を維持していくための保険です。
入院だけでなく、医師の指示に基づく自宅療養による就業不能時も補償します。

●最長 1 年間補償タイプ、最長 2 年間補償タイプ

●無事故の場合、保険料の 20% 返れい (中途脱退の場合、返れい金はありません。)

生涯収入プロテクション

(団体長期障害所得補償保険)

●病気がケガで働けなくなったとき、最長 70 歳までの収入を補償する制度です。
●医師の指示に基づく自宅療養・一部復職時も補償されます。

■東税協共栄会の新制度!

売掛がっちりガード (取引信用保険)

新登場

●大切な関与先を「貸倒れスパイラル」からお守りします。
●関与先が被る貸倒損失を保険でカバーします。

■東京税理士協同組合 組合員の
先生・事務所勤務の皆さま専用
自動車保険・火災保険

集団扱
一括払いによる
5%割引



このチラシは概要を説明したものです。ご加入を検討するにあたっては、
「商品パンフレット」「ご契約のしおり」等によって詳しい内容を必ずご確認ください。

引受保険会社/損害保険ジャパン日本興亜株式会社 団体・公務開発部 第二課
〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3 TEL.03-3593-6453 SJNK14-07026 2014/08/21

「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は、損保ジャパンと日本興亜損保が2014年9月1日に合併して誕生した会社です。

お問い合わせ先 ■全税共・東京税理士協同組合指定代理店

株式会社 日税サービス

TEL 03-5323-2111

URL <http://www.nichizei-net.com>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階



特別なあなたに、特別なプラチナ 税理士 MUFG CARD Platinum American Express® Card



～税理士の信頼を象徴するカード～

プラチナならではの最上のサービス

●最上のホスピタリティをご提供する「プラチナ・コンシェルジュサービス」

国内・海外でのレストランのご予約、海外ミュージカル等のチケット手配、急なご病気などの緊急時のご支援まで、専任のスタッフが24時間365日、ご相談やご要望を承ります。

●海外空港ラウンジサービス「プライオリティ・パス」

世界600以上の空港ラウンジで、くつろぎのひとつときを。

※プライオリティ・パスは税理士・MUFGカード・プラチナ・アメリカン・エクスプレス・カードご到着後、別途お申込みが必要です。

●手荷物空港宅配サービス

海外渡航のご出発・ご帰宅の際、カード会員様お一人につきスーツケース 1 個を無料で配送いたします。

●スーペリア・エキスペリエンス

国内・海外の一流ホテル、エアライン、厳選された上質なダイニングやスパなどで、プラチナ会員様のみがご利用いただける特別なご優待特典をご用意しております。

●プラチナ・グルメセレクション

国内の厳選された有名レストランの所定コースメニューを2名様以上でご利用の場合、1名様分が無料になるプラチナ会員様限定のグルメ優待サービスです。

●大きな安心、5つのプロテクション

海外旅行傷害保険* 最高1億円

国内旅行傷害保険..... 最高5,000万円

国内・海外渡航便遅延保険..... 最高2万円

ショッピング保険 年間補償限度額300万円

犯罪被害傷害保険..... 最高1,000万円

* [自動付帯分 最高5,000万円] + [カード利用条件 最高5,000万円] の合計額。

※付帯保険の内容は概要です。詳細(適用条件等)はお問合ください。また、カード送付時に保険の詳細を記したご案内を送付いたします。

●グローバルポイント

1ヵ月のショッピングご利用金額合計1,000円ごとに、基本ポイントを1ポイント付与いたします。

【ポイント優遇サービス】

- ・国内ポイント1.5倍(ご入会初年度特典) ... 新規ご入会初年度は、国内でのショッピングご利用1,000円につき1.5ポイント付与
- ・海外ポイント2倍 ... 海外加盟店でのショッピングご利用1,000円につき2ポイント付与
- ・アニバーサリーポイント ... ご指定「記念月」のショッピングご利用1,000円につき2ポイント付与
- ・グローバルPLUS ... 1年間のショッピングご利用金額に応じて、翌1年間、獲得ポイントを優遇

その他カードの特典や詳細については、入会申込書をご確認ください。入会申込書は下記にお問い合わせください。

このカードはアメリカン・エクスプレスのライセンスに基づき三菱UFJニコス株式会社が発行・運営しております。「アメリカン・エクスプレス」はアメリカン・エクスプレスの登録商標です。

詳しい内容についてのお問い合わせ先

三菱UFJニコス株式会社 MUFGカード・プラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード入会専用ダイヤル

☎**0120-665811** 受付時間 9:00～21:00 無休(年末年始は休み)

資料請求・加入手続きに関するお問い合わせ先

東京税理士協同組合 **TEL.03-5363-2011**



新入会員説明会(26.11.7 日本橋支部会議室)



税を考える週間・8団体集合写真(26.11.11 日本橋プラザ)



税を考える週間・無料相談
(26.11.11 日本橋プラザ)



税を考える週間・無料相談
(26.11.11 日本橋三越地下1階前、地下道通路)



税を考える週間・日本橋税務署長、
中央都税事務所長を囲んで
(26.11.11 日本橋三越地下1階前、地下道通路)

税
を
考
え
る
週
間



納税表彰式・東京税理士会日本橋支部長賞贈呈
(26・11・12 東実健保会館)

中央区の水辺環境の見学会より
(26・10・20 隅田川からの眺望)



ボーリング大会の1コマ
(26.11.26 品川プリンスホテル)